

消費税法改正に伴う各種申請料金に関するお知らせ

お客様各位

平成26年（2014年）2月14日

株式会社 I-PEC

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

今般、消費税（地方消費税を含む）につきまして、平成25年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成25年（2013年）10月1日の閣議で、平成26年（2014年）4月1日からの消費税率を現行の5%から8%へ引き上げることが正式に決定されました。

この度の消費税法等の改正に伴い、**評価書等の交付日が平成26年（2014年）4月1日**からの下記の各種申請料金については、改定後の新税率が適用されますのでお知らせ致します。

詳しくは、下記の【消費税適用スケジュール】をご参照ください。

【適用対象となる申請種別】

◆住宅性能評価 ◆適合証明業務（フラット35など） ◆長期優良住宅 ◆低炭素建築物 ◆その他証明書等

【消費税適用スケジュール】

	指定日	適用開始日	
	平成25年10月1日	平成26年 4月1日	
	平成27年 4月1日	平成27年10月1日	

ケース①	◎	→	●	旧消費税率 (5%) (8%)
ケース②	◎	→	●	旧消費税率 (5%) (8%)
ケース③	◎	→	●	新消費税率 (8%) (10%)
凡例	◎ 申請を受理（引受承諾）		● 評価書等交付	

※ ケース③の場合、基準日を超えて評価書等を交付する場合は、**原則的に新消費税率**を適用いたします。
詳しくは、担当者までお問い合わせください。